

広島県告示第九百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県尾道市高須町、同市防地町、同市東久保町、同市久保町、同市尾崎町及び同市西久保町地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
東久保A（二八五三）	急傾斜地の崩壊	東久保A（二八五三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
東久保A（二八五三一）	急傾斜地の崩壊	東久保A（二八五三一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
防地A（二八五五）	急傾斜地の崩壊	防地A（二八五五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
防地A（二八五五―一）	急傾斜地の崩壊	防地A（二八五五―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
鳥ノ風呂（二八五七）	急傾斜地の崩壊	鳥ノ風呂（二八五七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
久保A（二八五八）	急傾斜地の崩壊	久保A（二八五八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
北久保（二八五九）	急傾斜地の崩壊	北久保（二八五九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
県営住宅裏（二八九〇）	急傾斜地の崩壊	県営住宅裏（二八九〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
防地A（二九五八）	急傾斜地の崩壊	防地A（二九五八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり

防地川（五 一五五隣 e	土石流	次の図のとおり	防地川（五 一五五隣 e	土石流	次の図のとおり
防地川（五 一五五隣 f	土石流	次の図のとおり	防地川（五 一五五隣 f	土石流	次の図のとおり
防地川（五 一五五隣 g	土石流	次の図のとおり	防地川（五 一五五隣 g	土石流	次の図のとおり
防地川（五 一五五隣 h	土石流	次の図のとおり	防地川（五 一五五隣 h	土石流	次の図のとおり
防地川（五 一五五隣 i	土石流	次の図のとおり	防地川（五 一五五隣 i	土石流	次の図のとおり
防地川（五 一五五隣 j	土石流	次の図のとおり	防地川（五 一五五隣 j	土石流	次の図のとおり
防地川（五 一五五隣 k	土石流	次の図のとおり	防地川（五 一五五隣 k	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。